

## 第1回区議会定例会提出案件概要

(条例関係)

議案番号	件名	概要
第10号議案	新宿区行政手続条例の一部を改正する条例	行政手続法の改正に合わせ、聴聞や弁明の機会の付与に係る通知について、現行の門前掲示場への掲示による公示の方法に加え、電磁的記録による公示の方法を定める。 [施行日] 令和8年5月21日
第11号議案	新宿区職員定数条例の一部を改正する条例	職員の定数を次のとおり変更する。 (1) 区長の事務部局の職員 2,538人⇒2,549人 (2) 教育委員会の事務部局の職員 141人⇒142人 (3) 教育委員会の所管に属する学校の職員 93人⇒89人 (4) 合計 2,806人⇒2,814人 [施行日] 令和8年4月1日
第12号議案	新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1 都市計画部建築指導課が行う建築物等耐震化支援事業を同部防災都市づくり課へ一部移管すること等に伴い、次に掲げる業務に従事したときに支給する特定危険現場業務手当の支給に係る対象組織に、同課を加える。 (1) 昇降機等の検査業務 (2) 建築物等の建築現場における足場の不安定な箇所での工事監督又は検査の業務 2 区児童相談所の設置方針の変更に伴い、他の地方公共団体等へ児童相談所に係る業務の研修として派遣されている子ども総合センター子ども相談支援課の職員が従事する一時保護業務等を児童相談所等現業手当の支給対象から削除する。 [施行日] 令和8年4月1日
第13号議案	公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	職員の派遣先団体に「一般財団法人道路管理センター」を追加する。 [施行日] 令和8年4月1日
第14号議案	新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 令和7年特別区人事委員会の勧告を受け、管理職の職務・職責をより重視した給与体系の実現及び早期昇格者の処遇改善を図るため、行政職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)を改定する。 2 国の取扱いとの均衡等を踏まえ、週休日等以外の日における管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大する。 「午前0時から午前5時まで」⇒「午後10時から翌日の午前5時まで」

(条例関係)

議案番号	件名	概要
		3 技能・業務系職員に係る人事・給与制度の見直しに伴い、人材の確保、世代間の給与配分の適正化等を図るため、行政職給料表（二）の切替えを行う。 [施行日] 令和8年4月1日
第15号議案	新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例の一部を改正する条例	ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正により、ストーカー行為等の相手方に係る情報の提供を防止するための警察本部長等の権限の強化に係る規定が追加されたことに伴い、引用条項を改める。 [施行日] 公布の日
第16号議案	新宿区立産業振興施設条例の一部を改正する条例	経営相談等に係るスペースを拡張し、相談機能の充実を図るため、新宿区立産業会館の和室及び研修室Dを廃止する。 [施行日] 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日
第17号議案	新宿区介護保険条例の一部を改正する条例	令和7年度税制改正を踏まえた介護保険法施行令の改正に伴い、当該税制改正の影響により介護保険料の段階が変わり得る者について、当該税制改正前と同様の介護保険料の段階の判定となるよう令和8年度の介護保険料の段階の判定に関する合計所得金額の計算方法の特例措置等を設ける。 [施行日] 令和8年4月1日
第18号議案	新宿区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	子ども・子育て支援法の改正により、新たに特定乳児等通園支援事業が開始されることに伴い、当該事業に係る命令等に関し違反した者を過料に処する対象に加える。 [施行日] 令和8年4月1日
第19号議案	新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども・子育て支援法の改正により、地域型保育事業の利用定員に係る規定等が追加されたことに伴い、引用条項を改める。 [施行日] 令和8年4月1日
第20号議案	新宿区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	特定乳児等通園支援事業の開始に向け、新宿区における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（確認基準）を定める。 [基準の主な項目] 1時間当たり及び1月当たりの利用定員の設定、利用に当たっての面談の実施、正当な理由のない提供拒否の禁止、平等取扱いの原則、虐待の禁止等 [施行日] 令和8年4月1日

(条例関係)

議案番号	件名	概要
第21号議案	新宿区乳児等通園支援事業の実施に関する条例	<p>新宿区が実施する乳児等通園支援事業に関し、必要な事項を定める。</p> <p>[主な制定内容]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 実施場所 規則で定める場所</li><li>2 利用区分<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 日ごとの単位による利用</li><li>(2) 時間ごとの単位による利用</li></ol></li><li>3 利用時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで</li><li>4 休業日<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 土曜日及び日曜日</li><li>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</li><li>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</li></ol></li><li>5 利用できる者 保育所等に入所していない出生の日から6月を経過した乳児又は幼児であって、3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</li><li>6 利用料の日額<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 日ごとの単位による利用の場合 2,400円</li><li>(2) 時間ごとの単位による利用の場合 300円に乳児等通園支援事業を利用した時間を乗じた額</li></ol></li></ol> <p>[施行日] 令和8年4月1日</p> <p>[経過措置] 当分の間、新宿区の区域内に住所を有する者が乳児等通園支援事業を利用した場合においては、利用料は、無料とする。</p>
第22号議案	新宿区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	<p>地方税法の改正等に合わせ、現行の門前掲示場への掲示による公示送達の方法に加え、電磁的記録による公示送達の方法を定める。</p> <p>[施行日] 地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p>
第23号議案	新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例の一部を改正する条例	<p>がん検診の利用の促進を図るため、その検診費用を無料とする時限的な特例措置を令和9年3月31日まで継続する。</p> <p>[施行日] 令和8年4月1日</p>
第24号議案	新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正により、希少疾病用医薬品等の臨床試験資料に係る特例規定が削除されたこと等に伴い、引用条項を改める。</p> <p>[施行日] 令和8年5月1日</p>

(条例関係)

議案番号	件名	概要																		
第25号議案	新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 自転車等駐輪場の設置義務について、次のとおり見直しを行う。</p> <p>(1) 設置しなければならない自転車等駐輪場の規模を緩和する。</p> <p>[例]</p> <table border="1" data-bbox="783 456 1509 645"><thead><tr><th>施設の利用</th><th>現行</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>遊技場</td><td>原則床面積15㎡ごとに1台</td><td>床面積70㎡ごとに1台</td></tr><tr><td>銀行その他の金融機関</td><td>原則床面積25㎡ごとに1台</td><td>床面積40㎡ごとに1台</td></tr></tbody></table> <p>(2) 自転車等駐輪場を設置しなければならない施設の利用の区分を次のとおり追加する。</p> <table border="1" data-bbox="783 734 1509 1039"><thead><tr><th>施設の利用</th><th>対象となる施設の規模</th><th>自転車等駐輪場の規模</th></tr></thead><tbody><tr><td>事務所</td><td>床面積が3,000㎡を超えるもの</td><td>床面積300㎡(床面積が3,000㎡を超える部分については、床面積1,000㎡)ごとに1台</td></tr><tr><td>共同住宅</td><td>1区画の専用面積が30㎡以上の住戸の総数が10戸以上のもの</td><td>1区画の専用面積が30㎡以上の住戸1戸ごとに1台</td></tr></tbody></table> <p>2 地区特性に応じた基準に基づき、必要な自転車等駐輪場の確保が図られている区域については、自転車等駐輪場の設置義務の対象外とする。</p> <p>3 自転車等駐輪場を容易に利用することができるように位置及び利用方法を表示しなければならないこととする。</p> <p>[施行日] 令和8年4月1日。ただし、1(2)については、同年10月1日</p>	施設の利用	現行	改正後	遊技場	原則床面積15㎡ごとに1台	床面積70㎡ごとに1台	銀行その他の金融機関	原則床面積25㎡ごとに1台	床面積40㎡ごとに1台	施設の利用	対象となる施設の規模	自転車等駐輪場の規模	事務所	床面積が3,000㎡を超えるもの	床面積300㎡(床面積が3,000㎡を超える部分については、床面積1,000㎡)ごとに1台	共同住宅	1区画の専用面積が30㎡以上の住戸の総数が10戸以上のもの	1区画の専用面積が30㎡以上の住戸1戸ごとに1台
施設の利用	現行	改正後																		
遊技場	原則床面積15㎡ごとに1台	床面積70㎡ごとに1台																		
銀行その他の金融機関	原則床面積25㎡ごとに1台	床面積40㎡ごとに1台																		
施設の利用	対象となる施設の規模	自転車等駐輪場の規模																		
事務所	床面積が3,000㎡を超えるもの	床面積300㎡(床面積が3,000㎡を超える部分については、床面積1,000㎡)ごとに1台																		
共同住宅	1区画の専用面積が30㎡以上の住戸の総数が10戸以上のもの	1区画の専用面積が30㎡以上の住戸1戸ごとに1台																		
第26号議案	新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例	<p>資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の改正により、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の定義規定が追加されたことに伴い、引用条項を改める。</p> <p>[施行日] 令和8年4月1日</p>																		
第27号議案	新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例	<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正により、要除却等認定マンションの建替え・更新後のマンションに係る高さ制限の緩和特例が創設されたこと等に伴い、規定を整備する。</p> <p>[施行日] 令和8年4月1日</p>																		
第28号議案	新宿区中高層階住環境保全地区の区域内における建築物の制限に関する条例	<p>中高層階住居専用地区を廃止するとともに、引き続き指定階以上の階における風俗営業等を制限する中高層階住環境保全地区を指定することに伴い、中高層階住環境保全地区の区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定める。</p>																		

(条例関係)

議案番号	件名	概要						
		<p>[主な制定内容]</p> <p>1 区分 中高層階住環境保全地区は、建築制限の程度により、第1種中高層階住環境保全地区及び第2種中高層階住環境保全地区に分けることとする。</p> <p>2 建築してはならない建築物</p> <table border="1" data-bbox="746 501 1516 779"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>建築してはならない建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種中高層階住環境保全地区</td> <td>3階以上の部分を風俗営業、性風俗特殊営業又は特定遊興飲食店営業(※)の用に供するもの</td> </tr> <tr> <td>第2種中高層階住環境保全地区</td> <td>4階以上の部分を風俗営業、性風俗特殊営業又は特定遊興飲食店営業の用に供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特定遊興飲食店営業 客に遊興及び酒類を提供して飲食をさせる営業で、午前0時から6時までの時間を営業時間を含むもの</p> <p>[施行日] 公布の日</p> <p>[附則による他の条例の廃止] 中高層階住居専用地区の廃止に伴い、新宿区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例を廃止する。</p>	区分	建築してはならない建築物	第1種中高層階住環境保全地区	3階以上の部分を風俗営業、性風俗特殊営業又は特定遊興飲食店営業(※)の用に供するもの	第2種中高層階住環境保全地区	4階以上の部分を風俗営業、性風俗特殊営業又は特定遊興飲食店営業の用に供するもの
区分	建築してはならない建築物							
第1種中高層階住環境保全地区	3階以上の部分を風俗営業、性風俗特殊営業又は特定遊興飲食店営業(※)の用に供するもの							
第2種中高層階住環境保全地区	4階以上の部分を風俗営業、性風俗特殊営業又は特定遊興飲食店営業の用に供するもの							
<p>第29号議案</p>	<p>新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 ワンルームマンション等の定義を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="746 1137 1516 1729"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地階を除く階数が3以上の共同住宅等で、ワンルーム形式の住戸を10戸以上有するもの</td> <td>地階を含む階数が3以上の共同住宅等であって、次のいずれかに該当するもの ア ワンルーム形式の住戸を10戸以上有するもの イ ワンルーム形式の住戸の数が総住戸の数の3分の1に相当する数以上であるもの (地階を含む階数が3の共同住宅等にあっては、総住戸の数が10戸未満のものを除く。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ワンルームマンション等の建築主は、再配達削減に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。</p> <p>3 ワンルームマンション等の所有者等は、管理人のための郵便受けを設置する措置その他の管理人への申入れ、連絡等を円滑に行うことができると区長が認める措置を講じなければならないこととする。</p> <p>[施行日] 令和8年10月1日</p>	現行	改正後	地階を除く階数が3以上の共同住宅等で、ワンルーム形式の住戸を10戸以上有するもの	地階を含む階数が3以上の共同住宅等であって、次のいずれかに該当するもの ア ワンルーム形式の住戸を10戸以上有するもの イ ワンルーム形式の住戸の数が総住戸の数の3分の1に相当する数以上であるもの (地階を含む階数が3の共同住宅等にあっては、総住戸の数が10戸未満のものを除く。)		
現行	改正後							
地階を除く階数が3以上の共同住宅等で、ワンルーム形式の住戸を10戸以上有するもの	地階を含む階数が3以上の共同住宅等であって、次のいずれかに該当するもの ア ワンルーム形式の住戸を10戸以上有するもの イ ワンルーム形式の住戸の数が総住戸の数の3分の1に相当する数以上であるもの (地階を含む階数が3の共同住宅等にあっては、総住戸の数が10戸未満のものを除く。)							

(条例関係)

議案番号	件名	概要
第30号議案	新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例	新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の改正により同条例の対象を拡大することを踏まえ、ワンルームマンション等を新たに本条例の対象とするとともに、題名を「新宿区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に改める。 [施行日] 令和8年10月1日
第31号議案	新宿区大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する条例	区と開発事業者等が連携して、快適でゆとりある良好な市街地環境の形成に努めるとともに、高い防災性を備え、環境に配慮したまちづくりを推進し、もって誰もが安心して住み続けることができる地域社会の実現に資するため、大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関し必要な事項を定める。 [主な制定内容] 1 定義 (1) 大規模マンションとは、共同住宅等の用途に供する部分を含む建築物であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 敷地面積が1,000㎡(第一種低層住居専用地域内にある場合は、2,000㎡)以上であるもの イ 延べ面積が3,000㎡以上であるもの ウ 共同住宅の住戸等の数の合計が100以上であるもの (2) 開発事業とは、高度利用地区等の制度を活用して建築物を新築し、又は増築する事業をいう。 (3) 地域共生施設の設置等とは、良好な市街地環境の形成並びに防災性及び環境性能の向上に資する施設の設置又は取組として規則で定めるものをいう。 2 区の責務 区は、快適でゆとりある良好な市街地環境の形成及び高い防災性を備え、環境に配慮したまちづくりに関する施策を総合的かつ効果的に実施する責務を有する。 3 開発事業者等の責務 開発事業者等は、事業の実施に当たり、自ら快適でゆとりある良好な市街地環境の形成及び高い防災性を備え、環境に配慮したまちづくりに寄与するよう努める責務を有する。 4 計画届及び事前協議 開発事業者等は、事業を実施しようとするときは、あらかじめ、計画を届け出て、区長と事前協議を行わなければならない。 5 要請 区長は、事前協議において開発事業者等に対し、地域共生施設の設置等を行うよう要請することができる。

(条例関係)

議案番号	件名	概要																																										
		<p>6 状況及び結果の届出 事前協議を開始した開発事業者等は、区長に、当該事前協議の状況及び結果を届け出なければならない。</p> <p>7 完了の届出 開発事業者等は、工事を完了したときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>8 勧告・公表 区長は、開発事業者等が上記4、6及び7の届出を行わない場合若しくは虚偽の届出を行った場合又は上記5の要請に正当な理由なく従わない場合等については、勧告及び公表をすることができる。</p> <p>[施行日] 令和8年10月1日</p>																																										
第32号議案	新宿区公共料金支払基金条例の一部を改正する条例	<p>安定的な公共料金の支払を担保するため、新宿区公共料金支払基金の額を3億円から4億円に引き上げる。</p> <p>[施行日] 令和8年4月1日</p>																																										
第33号議案	新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>国の取扱いとの均衡等を踏まえ、週休日等以外の日における管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大する。</p> <p>「午前0時から午前5時まで」⇒「午後10時から翌日の午前5時まで」</p> <p>[施行日] 令和8年4月1日</p>																																										
第34号議案	新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	<p>区立学校医等の公務災害補償額の算定基礎としている都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正に合わせ、次のとおり補償基礎額を改定する。</p> <p>(1) 学校医及び学校歯科医</p> <table border="1" data-bbox="783 1406 1513 1675"> <thead> <tr> <th>経験年数</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年未満</td> <td>8,529円</td> <td>9,060円</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>9,909円</td> <td>10,332円</td> </tr> <tr> <td>10年以上15年未満</td> <td>12,351円</td> <td>14,175円</td> </tr> <tr> <td>15年以上20年未満</td> <td>13,575円</td> <td>14,175円</td> </tr> <tr> <td>20年以上25年未満</td> <td>15,837円</td> <td>16,467円</td> </tr> <tr> <td>25年以上</td> <td>16,866円</td> <td>17,496円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 学校薬剤師</p> <table border="1" data-bbox="783 1727 1513 1995"> <thead> <tr> <th>経験年数</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年未満</td> <td>7,164円</td> <td>7,629円</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>7,932円</td> <td>8,340円</td> </tr> <tr> <td>10年以上15年未満</td> <td>9,438円</td> <td>9,873円</td> </tr> <tr> <td>15年以上20年未満</td> <td>10,701円</td> <td>11,073円</td> </tr> <tr> <td>20年以上25年未満</td> <td>11,610円</td> <td>11,907円</td> </tr> <tr> <td>25年以上</td> <td>11,970円</td> <td>12,246円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日] 令和8年4月1日</p>	経験年数	現行	改定後	5年未満	8,529円	9,060円	5年以上10年未満	9,909円	10,332円	10年以上15年未満	12,351円	14,175円	15年以上20年未満	13,575円	14,175円	20年以上25年未満	15,837円	16,467円	25年以上	16,866円	17,496円	経験年数	現行	改定後	5年未満	7,164円	7,629円	5年以上10年未満	7,932円	8,340円	10年以上15年未満	9,438円	9,873円	15年以上20年未満	10,701円	11,073円	20年以上25年未満	11,610円	11,907円	25年以上	11,970円	12,246円
経験年数	現行	改定後																																										
5年未満	8,529円	9,060円																																										
5年以上10年未満	9,909円	10,332円																																										
10年以上15年未満	12,351円	14,175円																																										
15年以上20年未満	13,575円	14,175円																																										
20年以上25年未満	15,837円	16,467円																																										
25年以上	16,866円	17,496円																																										
経験年数	現行	改定後																																										
5年未満	7,164円	7,629円																																										
5年以上10年未満	7,932円	8,340円																																										
10年以上15年未満	9,438円	9,873円																																										
15年以上20年未満	10,701円	11,073円																																										
20年以上25年未満	11,610円	11,907円																																										
25年以上	11,970円	12,246円																																										

(条例関係)

議案番号	件名	概要																
第 35 号議案	新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正を踏まえ、新宿区選挙管理委員会等が管理する選挙及び投票における選挙長等の報酬の額を次のとおり改定する。</p> <table><tbody><tr><td>(1) 選挙長</td><td>18,000 円 ⇒ 19,000 円</td></tr><tr><td>(2) 開票管理者</td><td>18,000 円 ⇒ 19,000 円</td></tr><tr><td>(3) 投票所の投票管理者</td><td>21,000 円 ⇒ 23,000 円</td></tr><tr><td>(4) 期日前投票所の投票管理者</td><td>18,000 円 ⇒ 20,000 円</td></tr><tr><td>(5) 選挙立会人</td><td>14,000 円 ⇒ 15,000 円</td></tr><tr><td>(6) 開票立会人</td><td>14,000 円 ⇒ 15,000 円</td></tr><tr><td>(7) 投票所の投票立会人</td><td>17,500 円 ⇒ 19,500 円</td></tr><tr><td>(8) 期日前投票所の投票立会人</td><td>15,000 円 ⇒ 17,000 円</td></tr></tbody></table> <p>[施行日] 公布の日</p>	(1) 選挙長	18,000 円 ⇒ 19,000 円	(2) 開票管理者	18,000 円 ⇒ 19,000 円	(3) 投票所の投票管理者	21,000 円 ⇒ 23,000 円	(4) 期日前投票所の投票管理者	18,000 円 ⇒ 20,000 円	(5) 選挙立会人	14,000 円 ⇒ 15,000 円	(6) 開票立会人	14,000 円 ⇒ 15,000 円	(7) 投票所の投票立会人	17,500 円 ⇒ 19,500 円	(8) 期日前投票所の投票立会人	15,000 円 ⇒ 17,000 円
(1) 選挙長	18,000 円 ⇒ 19,000 円																	
(2) 開票管理者	18,000 円 ⇒ 19,000 円																	
(3) 投票所の投票管理者	21,000 円 ⇒ 23,000 円																	
(4) 期日前投票所の投票管理者	18,000 円 ⇒ 20,000 円																	
(5) 選挙立会人	14,000 円 ⇒ 15,000 円																	
(6) 開票立会人	14,000 円 ⇒ 15,000 円																	
(7) 投票所の投票立会人	17,500 円 ⇒ 19,500 円																	
(8) 期日前投票所の投票立会人	15,000 円 ⇒ 17,000 円																	

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第 36 号議案	東京都後期高齢者医療広域連 合規約の一部を変更する規約 について	東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更 するため、地方自治法第 291 条の 3 第 3 項の規定に基づき、関 係地方公共団体との協議により、次のとおり東京都後期高齢者 医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。 (1) 関係区市町村は、令和 8 年度分及び令和 9 年度分の保険 料を軽減するため、次に掲げる経費を一般会計から負担す るものとする。 ア 審査支払手数料相当額 イ 財政安定化基金拠出金相当額 ウ 保険料未収金補填分相当額 エ 保険料所得割額減額分相当額 オ 葬祭費相当額 (2) 負担割合は、各経費とも 100 パーセントとする。 [施行日] 令和 8 年 4 月 1 日